

快適な暮らしを支える下水道

下水道受益者負担金の申告と排水設備工事のお願い

下水道は、快適で住みよいまちづくりを進めるために欠かせない施設です。新たに下水道が利用可能になった区域のみなさんは、下水道受益者負担金の納付や排水設備の工事が必要になります。

利用開始区域

利用開始区域は、次の区域の一部です。
公共下水道

高田五丁目、泊、曾根、三雲、多久、蔵持、香力、新田、東、富、油比、前原西五丁目、波多江、駅北三丁目、板持、波多江、篠原一丁目、前原南二丁目、荻浦、池田
特定環境保全公共下水道
志摩芥屋

受益者負担金の申告

対象区域内の土地所有者は、受益者負担金の申告が必要です。

市では、平成21年度に新たに水洗化が可能になった区域の土地所有者に受益者申告書を送付します。
該当する人は、期限までに必ず申告してください。

●申告期限 4月30日(金)

●申告方法 申告書を市役所業務課に提出、または郵送

排水設備改造工事は速やかに

対象区域では、家庭から出る汚水・雑排水を下水道に流すため、排水設備とトイレの水洗化工事を速やかに行ってください。
特にトイレは、公示後3年

以内に水洗化することが法律などで義務付けられています。また、浄化槽を利用している家庭も、下水道へ接続してください。

改造工事は市指定工事店

排水設備やトイレの水洗化工事は、糸島市排水設備指定工事店しかできません。工事をされる時は、注意をしてください。
また、市では改造工事を進めるため、次の制度を設けています。詳しくはお問い合わせください。

- ①排水設備等改造補助金制度
- ②水洗便所改造資金融資あっ度

下水道使用料の支払い

下水道へ接続した場合は、下水道使用料がかかります。使用料の計算方法は、次のとおりです。

- 水道のみ 水道使用水量を基に計算
 - 井戸のみ 使用人数認定汚水量を基に計算
 - 水道と井戸の併用 使用人数認定汚水量を基に計算
- ※ただし、水道使用水量が使用人数認定汚水量を超え

より良い生活環境をめざして

市では、河川の環境を守り、快適な生活環境を確保するため、今後も下水道の普及を推進していきます。
下水道の利用促進と事業へのご理解とご協力をお願い



下水道の整備が進み、利用範囲が広がる

引っ越しのときは届け出を忘れずに

●水道(井戸)メーター検針
市では、奇数月の25日から末日の間に家庭や事業所などのメーター検針を行っています。この検針を基に水道料金や下水道使用料を計算

します。メーター器の周りに物などを置きますと検針の妨げになりますので、ご協力ください。
●お問い合わせ
糸島市業務課 下水道課
☎(3323)1111

今の時期は、引っ越しが多くなる時期です。引っ越しに伴い上下水道を使用し始めたり、やめたりするときは、上下水道の開始・中止などの手続きが必要です。

●使用を始める日
③使用を始める日
④電話番号
※市内に引っ越しするときは、両方の届け出が必要です。
●下水道使用人数の変更
井戸水と下水道を使っている家庭で、引っ越しなど人数が変わるときは、次のことを届け出てください。

- ①今後、下水道を使う人数。
- ②人数が変わった理由。
- ③その他届け出が必要な場合

①使用者の氏名や、料金の請求先を変えたいとき。
②納付書(納入通知書)や、そのほか水道に関する書類の送付先を変えたいとき。

使用を始めるとき

- ①住所(これから使う場所)
- ②使用者の氏名

●お問い合わせ
糸島市業務課
☎(3322)2081

出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届け出をする人へのお願い

人口動態 職業・産業調査に協力を

厚生労働省は、毎年人口動態調査を行っています。この調査は、みなさんからの出生や死亡、死産、婚姻、離婚それぞれの届け出を基に、人口の動きの状況などを調べるものです。
国勢調査が行われる年には、人口動態 職業・産業調査

查が実施されており、上記の届け出をされる時に職業の記入もお願いしています。なお、死亡届には、産業の記入もお願いします。
調査結果は、これからの厚生労働行政の基礎資料として、国や県などで活用されます。

調査内容など

●調査期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの1年間
●調査対象者 出生や死亡、死産、婚姻、離婚の届け出をされるみなさん。
●調査期間 各届け出をされる時に、それぞれの職業を記入していただきます。

職業の記入例

- ①専門・技術職：教師や看護師など
 - ②事務職：一般事務員やパソコン操作員など
 - ③販売職：小売店主や販売店員など
 - ④サービス職：美容師や調理師、飲食店主、ホームヘルパーなど
- また、死亡届には、農業、建設業、不動産業といった産業も記入していただくこととなります。

市民課や各支所の総合窓口にて「出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届け出をされる方へお願い(職業産業例示表)」を備えていますので、参考の上、記入をお願いします。また、不明な点は、窓口でお尋ねください。

お問い合わせ

糸島市市民課
☎(3322)2065